

子育てするなら  
ふっさ!

令和6年度

# 学童クラブ入所のしおり



## ★入所申請受付（年度当初）★

1. 受付期間 **第1次** 令和5年11月1日（水）から令和5年11月15日（水）まで  
**第2次** 令和6年2月1日（木）から令和6年2月8日（木）まで

※第2次入所申請については、第1次入所判定後、受入可能な学童クラブがある場合のみ入所を承認します。

※受付期間外の申請や郵送での受付はいたしません。期限に間に合うように申請してください。

※第1次受付期間中に就学先が未定の場合は、子ども政策課窓口へご相談にお越してください。

## 2. 申請方法、受付時間

①窓口申請：福生市役所1階8番 子ども政策課窓口（市役所開庁時間内）

※現在学童クラブに在籍中の児童は、第1次申請期間のみ、各学童クラブ（育成時間内）でも受け付けます。

②オンライン申請：QRコードまたはURL（受付期間内であれば24時間申請可能）

## ★入所申請受付（年度途中）★

入所を希望する月の前月15日までに必要書類を揃えて申請してください。

※学童クラブの受入人数に余裕がない場合は保留となります。

オンライン申請フォーム



福生市 子ども家庭部 子ども政策課 子ども政策係  
〒197-8501 福生市本町5番地  
電話 042-551-1733（直通）  
<http://www.city.fussa.tokyo.jp/>

<https://logoform.jp/form/dHoV/359000>

# もくじ

はじめに .....	1
1 学童クラブに入所できる児童 .....	1
2 心身に障害のある児童の入所 .....	1
3 入所の申請 .....	2
4 学童クラブ入所の決定 .....	3
5 育成料（クラブ活動費を除く） .....	3
6 クラブ活動費 .....	4
7 開所日と開所時間 .....	4
8 延長育成 .....	4
9 学童クラブでの過ごし方 .....	5
10 年度途中の退所・取下げについて .....	5
11 Q&A（よくあるご質問） .....	6
12 所在地 .....	8
13 申請から入所までの流れ（年度当初） .....	10

「子育てするなら ふっさ情報サイト『こふくナビ』」は市ホームページの子育て特設サイトです。学童クラブの申請書類についてもこちらのサイトからダウンロードできます。

「福生市 LINE 公式アカウント」については、「福生市」を友だち追加すると、いつでも・どこでも、子育て分野の手続きなどに関する質問をすることができます。友だち追加を行い、福生市公式アカウントをぜひご利用ください。

子育てするなら ふっさ情報サイト

福生市 LINE 公式アカウント

子育てするなら ふっさ  
応援キャラクター  
「こふくちゃん」



「こふくナビ」



## はじめに

### 学童クラブとは

保護者が就労などで、日中留守になる家庭の小学生を対象に遊びや生活の場を設け、健全な育成を図ることを目的としています。

学童クラブは、下校時からの生活拠点として、学年の異なる子どもたちの交流を通し、社会的な経験を積む場でもあります。

いろいろな活動や遊びを通して、物事に対する意欲や生活態度を形成し、子どもたちの自主性や社会性、創造性を培うことを目的としています。

## 1 学童クラブに入所できる児童

原則、次の要件をすべて満たすことが必要です。

- (1) 市内に居住し、小学校に就学する児童 ※小学校6年生まで対象です。
- (2) 保護者の労働（1日4時間以上、日曜日を除く週3日以上勤務）等により、放課後家庭で育成が受けられない児童
- (3) 次のいずれかに該当しない児童
  - ア 感染症又は悪性の疾病を有する者
  - イ 心身が虚弱で育成に耐えられないと認められる者
  - ウ 著しく心身に障害のある者
  - エ その他市長が入所を不相当と認めた者

## 2 心身に障害のある児童の入所

学童クラブに入所できる児童は、集団生活になじむことが可能で、原則として一人で通所することができる、次のいずれかに該当する児童です。

- (1) 身体障害者5級から7級までの児童
- (2) 愛の手帳3度または4度の児童
- (3) 知的障害の判定・身体障害の認定を受けていない児童については(1)、(2)と同程度の児童

## 3 入所の申請

### ●申請時の注意点

・入所申請は年度毎に必要です。次年度も引き続き入所を希望する場合は、次年度申請受付期間に必ず申請してください。**申請期間外の提出は受け付けておりません。**

☆年度途中（5月～翌年3月）の入所希望について

**入所を希望する月の前月15日まで**に必要な書類を揃えて申請してください。

学童クラブの受入人数に余裕がない場合は保留となります。

●申請方法

申請方法は次の2つです。

- ①窓口での申請：子ども政策課（福生市役所1階8番窓口）にて申請（郵送不可）
- ②オンラインでの申請：下記QRコードまたはURLより申請

【QRコード】



【申し込みフォームURL】

<https://logoform.jp/form/dHoV/359000>

●必要書類

次の表の各事由に対応した必要書類を揃えて、窓口またはオンラインのどちらかの方法で申請をしてください。

《入所の要件及び申請に必要な書類》

事由	入所の要件	申請に必要な書類
就労 (外勤・自営)	1日あたり4時間以上、日曜日を除く週3日以上勤務	・学童クラブ入所承認申請書 ・勤務証明書
出産	出産予定日の属する月を挟んで前後2箇月の合計5箇月（多胎児を妊娠している場合は、前後3箇月の合計7箇月） 例）7月出産予定の場合 入所可能期間5～9月	・学童クラブ入所承認申請書 ・母子健康手帳（出産予定日が記載されているページの写し）
疾病・負傷	入院／常時臥床／感染症 一般療養／精神性疾患による通院	・学童クラブ入所承認申請書 ・医師の診断書（原本）
障害	身体障害者手帳（1～4級）／愛の手帳／ 精神障害者保健福祉手帳／要介護1～5	・学童クラブ入所承認申請書 ・障害者手帳等（写し）
介護・看護	1箇月以上介護・看護が必要となる場合 （日数・時間は就労の要件を準用）	・学童クラブ入所承認申請書 ・ <u>医師の診断書（原本）／障害者手帳等（写し）／介護保険証（写し）</u> ※うちいずれか1つ
通学・職業 訓練	学校教育法に定める学校等への1箇月以上通学／職業訓練施設等への1箇月以上通所（日数・時間は就労の要件を準用）	・学童クラブ入所承認申請書 ・在学証明書（原本） ・時間割表等カリキュラム（写し）

※保護者の状況（就労形態等）に変更が生じた場合は、速やかに福生市役所子ども政策課までご連絡ください。

●学童クラブ入所承認申請書記入にあたっての注意点

- ・第1希望のみの記入の場合、定員超過により入所できないことがありますので、必ず第2希望まで記入してください（第四小学校区域の方を除く）。
- ・学童クラブへの入所は、児童が通う小学校の学校区域内にある学童クラブを基本としていますが、居住地や学校から遠い学童クラブへの入所を希望される場合は、交通事故防止や防犯等、児童の安全確保を最優先に考え、選択してください。

※必ず記入漏れがないよう、ご注意ください。

## ●勤務証明書

- ・保護者（父・母）それぞれの勤務証明書が必要となりますので、勤務先で証明していただき、提出してください。自営や証明書が取れない仕事をしている方も、勤務状況を記入し、提出してください。記載方法や注意事項等につきましては、勤務証明書の裏面をご確認ください。
- ・勤務証明書の有効期限は作成日から6か月です。
- ・次の方は有効期限内であれば学童クラブ新規申請時に就労証明書の提出は不要となります。

- ①学童クラブ入所申請児の弟や妹が市内の保育園・幼稚園に通っており、令和5年度中に現況届及び就労証明書を提出している場合
- ②学童クラブ入所申請児に保育園・幼稚園の令和6年度新規申込みをした弟や妹がおり、申込み時に就労証明書を提出している場合
- ⇒ 入所承認申請書の「兄弟姉妹等の状況欄」に在園中の保育園・幼稚園名を記入
- ※記入がない場合、勤務証明書を再度提出していただくこととなりますので、ご注意ください。**

## 4 学童クラブ入所の決定

提出された書類の内容を審査し、入所の可否を決定します。なお、入所希望者が定員を超えたときは、入所申請の要件に該当していても入所できないことがあります。その場合、4月以降に退所者が出たとき、保護者の就労等により家庭での育成が受けられない程度の高い方から入所を決定します。

※入所日は原則として毎月1日です。5月以降の入所者は、入所を希望する月の前月15日までに、必要書類を提出した方の中から審査し決定します。入所が決定した場合は、ご自宅へ入所決定通知書を送付します。

## 5 育成料(クラブ活動費を除く)

月 額 4,000 円

- 育成料の納付については、福生市役所子ども政策課で取扱います。毎月指定期日に、原則として口座振替により納付をしていただきます。入所結果通知に同封の「口座振替依頼書」、印鑑、通帳を金融機関にお持ちいただき、口座振替の手続きをお願いいたします。

※長期欠席されている児童についても、原則として納付をしていただきます。

- 特定の要件に該当する場合、育成料が減額又は免除となります。育成料の減額又は免除を希望される場合は、**減免を希望する月の15日まで**に、学童クラブ育成料減免申請書を福生市役所子ども政策課まで提出してください。

《育成料が減額又は免除となる場合》

育成料	要件
減額 2,500円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一世帯で2人以上の児童が学童クラブに入所している。</li> <li>・福生市ひとり親家庭等医療費助成制度医療証の交付を受けている。</li> </ul>
免除 0円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護世帯である。</li> <li>・当該年度（4月から6月は前年度）の市区町村民税が非課税又は均等割額のみである。※令和6年1月1日以降に福生市に転入された方は、前住所地で発行された非課税証明書をご持参ください。</li> </ul>

## 6 クラブ活動費

月 額 1,500円

※育成料とは別です。学童クラブ育成内での間食費、行事費として使用します。

※長期欠席されている児童についても、原則として納付をしていただきます。

※「クラブ活動費」は、各クラブで取扱います。

## 7 開所日と開所時間



開所日	開所時間	延長時間
月曜日から金曜日	下校時から 18 時まで	18 時から 19 時まで
土曜日 振替による学校の授業がない日	8時 30 分から 18 時まで	8 時から 8 時 30 分まで 18 時から 19 時まで
春、夏、冬の長期休業中		

日曜日、祝日、年末年始等は閉所日です。

また、インフルエンザ、台風等による学級閉鎖や緊急事態が発生した場合には学校の対応と同様に閉所します。

※学級閉鎖の場合、そのクラスの児童は、学級閉鎖が解かれるまで学童クラブに通所できません。

## 8 延長育成

学童クラブの指導時間は、保護者の状況に応じて延長することができます。

なお、延長育成料は育成料に含まれませんので、別途追加されます。

※育成料が減額、免除の世帯は、延長育成料も減額、免除となります。



《延長育成料 料金区分》

	朝（8時から8時30分）		夜（18時から19時）	
	一時利用	定期利用 （休業期間あたり）	一時利用 （30分あたり）	定期利用 （1ヶ月あたり）
月から金	—	—	300円	2,000円
土	300円	—		
春休み		500円（3月末まで）		
		500円（4月以降）		
夏休み		1,500円		
冬休み	500円			

※延長育成料の申請及び延長育成料の納付については、各学童クラブで取扱います。

※武蔵野台クラブ、熊川クラブ、田園クラブは朝7時30分から及び夜8時までの延長育成があります（別途育成料あり）。

## 9 学童クラブでの過ごし方（一例）

### （1）学校授業日（月曜日～金曜日）

時間	活動
登所後～15:00	学習時間
15:00～15:30	おやつ・片付け
15:30～18:00	自由時間
18:00～19:00	延長育成開始・終了



### （2）学校休業日（土曜日・長期休業期間等）

時間	活動
8:00～8:30	延長育成開始・終了
8:30～9:00	通常育成開始
9:00～	学習・読書時間 （20～30分程度）
～11:45	自由時間
11:45～13:00	昼食準備・昼食
13:00～15:00	自由時間
15:00～15:30	おやつ・片付け
15:30～18:00	自由時間
18:00～19:00	延長育成開始・終了

## 10 年度途中の退所・取下げについて

年度途中で学童クラブを退所希望される方は、**退所希望月の20日まで**に市役所へお越しいただき、退所届を記入の上、提出してください。また、入所申請の取下げを希望される方は、**入所前月の20日まで**に取下届を提出してください。

例）8月末退所希望の場合・・・8月20日までに退所届を子ども政策課へ提出

## 11 Q&A (よくあるご質問)

### ●申込前

**Q1** 子どもに集団生活を経験させたいのですが、学童クラブを申し込むことはできますか？

**A1** 子どもの集団生活の経験のために学童クラブを申し込むことはできません。

学童クラブは、保護者の就労や疾病などにより、放課後ご家庭で育成が受けられない児童を育成するところです。

**Q2** 私は福生市民ではありませんが、福生市の学童クラブを申し込むことはできますか？

**A2** 利用開始日までに以下のどちらかに該当していれば、申し込むことができます。

- ① 市内に居住し、小学校に在籍している児童
- ② 市外に居住しているが、市内小学校に在籍している児童

**Q3** 学童クラブの見学はできますか？

**A3** 各クラブで見学の受入れを行っています。見学したい施設に、直接お問い合わせください。

**Q4** 学童クラブの募集や空きがなくても申込みできますか？

**A4** 学童クラブ入所の申込みは、学童クラブの空きのある・なしにかかわらずできますので、通いたい順で希望クラブを記入してください。他の児童の退所や転所により空きが生じることもあります。

**Q5** 希望学童クラブを第2希望まで書いたり、逆に第1希望しか書かなかった場合に優先されたり不利になったりしますか？

**A5** 希望クラブの記入の数によって優先されたり、不利になったりすることはありません。利用調整では利用調整表により、世帯の指数が高い方から学童クラブを決定していきますので、希望クラブの数は関係ありません。なお、希望クラブは必ず通いたい順番で書いてください。

**Q6** 夏休みや冬休みのみの利用の申込みはできますか？

**A6** できます。入所を希望する月の前月15日までに必要書類を子ども政策課に提出してください。学童クラブの空き状況に応じて、入所決定をします。

**Q7** 申込時点で勤務内定の場合、扱いはどうなりますか？

**A7** 申込時に勤務先に内定している場合、勤務内定として申込みができます。ただし、学童クラブ利用開始日までに勤務を開始していただく必要があります。勤務を開始できない場合や内定取消となった場合は入所取消しとなります。

**Q8** 申込時点で育児休業を取得している場合、扱いはどうなりますか？

**A8** 申込時に育児休業を取得している場合、就労中として申込みができます。ただし、学童クラブ利用開始日までに仕事に復帰していただく必要があります。利用開始日までに復帰できない場合や退職された場合は、入所取消しとなります。勤務先で育児休業期間を短縮することが可能かどうか事前にご確認ください。



**Q9** 子どもに障害があるのですが、学童クラブに通わせることはできますか？

**A9** 障害がある児童や特別な配慮が必要な児童の受入れについては、「集団生活になじむことが可能であり、原則として一人で通所することができること」が条件となります（入所基準等は1ページ目をご覧ください）。なお、入所を希望される場合は、子ども政策課にご相談ください。

**Q10** 子どもにアレルギーや食べられないものがあるのですが、学童クラブに通わせることはできますか？

**A10** アレルギーや宗教上の理由により制限される食物がある場合は、基本的には除去食や代替食で対応していますが、保護者の方にご協力をお願いすることがあります。申込みを希望される学童クラブにあらかじめご相談ください。

### ●入所決定後

**Q11** 入所決定したクラブが第1希望ではなかったのですが、転所の申込みはできますか？

**A11** できます。「学童クラブ転所申込書」をご提出ください。保護者の状況に変更がない場合は、再度の勤務証明書等の書類は必要ありません。

**Q12** 放課後、ふっさっ子の広場や習い事等に行ってから学童へ登所することはできますか？

**A12** できません。学童へは学校から直接登所する必要があります。

**Q13** 習い事等で中抜けをすることはできますか？

**A13** 児童の安全の確保上、できません。習い事へ行く場合は、降所扱いとなります。ただし、ふっさっ子の広場との日常的な交流をする「一体型放課後対策事業」を行っている、臨時さくらクラブ・臨時第2亀の子クラブ・臨時第2田園クラブの3クラブについては、学童クラブの児童がふっさっ子の広場の体験プログラムに参加することが可能です。この3クラブについてはお子様の安全のために、ふっさっ子の広場と学童クラブで児童情報を共有します。

※「一体型放課後対策事業」とは・・・「ふっさっ子の広場」と「学童クラブ」のそれぞれの機能・特色をそのままに、一緒に過ごす時間を設けたり、ふっさっ子の広場の体験プログラムに参加したりして、充実した放課後の時間を過ごす事業を行うものです。

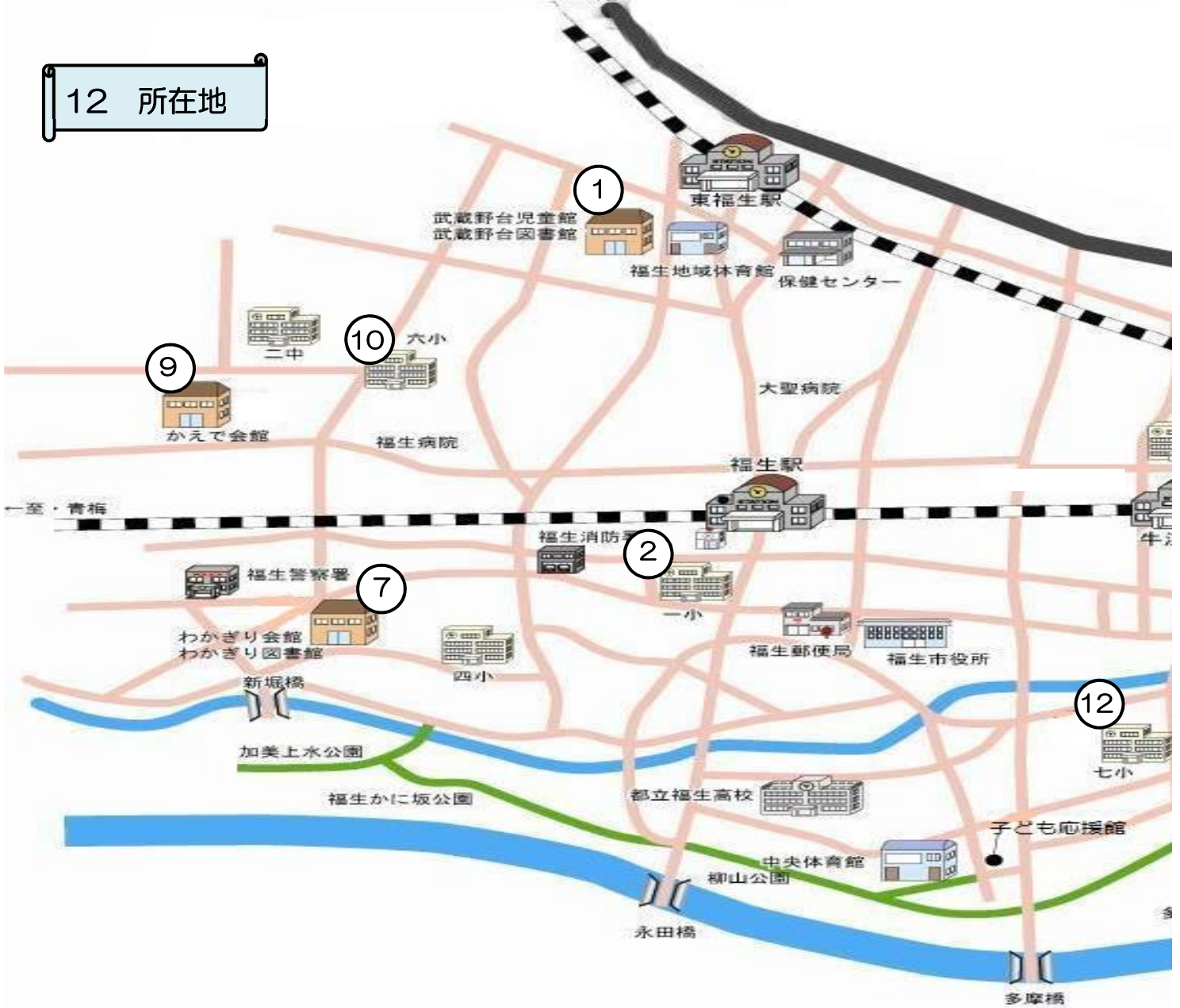
**Q14** 延長育成を利用する場合、保護者によるお迎えは必須ですか？

**A14** 保護者又は申請者が指定した方によるお迎えが必須です。また、延長育成を利用しなくても帰宅時間が17時45分以降になる場合もお迎えが必須です。

**Q15** 育成中に事故・怪我等で負傷した場合の保険はどうなっていますか？

**A15** 福生市では育成中に児童が事故・怪我等で負傷した場合に備え、傷害保険に加入していますが、その補償は見舞金の給付を内容とするものです。医療費や看護等に伴う保護者の休業損害を補償するものではありません。詳しい内容については各学童クラブへお問い合わせください。また、児童同士のけんか等トラブルによる負傷は保険対象外となります。別途、個々のご家庭で保険に加入することをお勧めします。

## 12 所在地

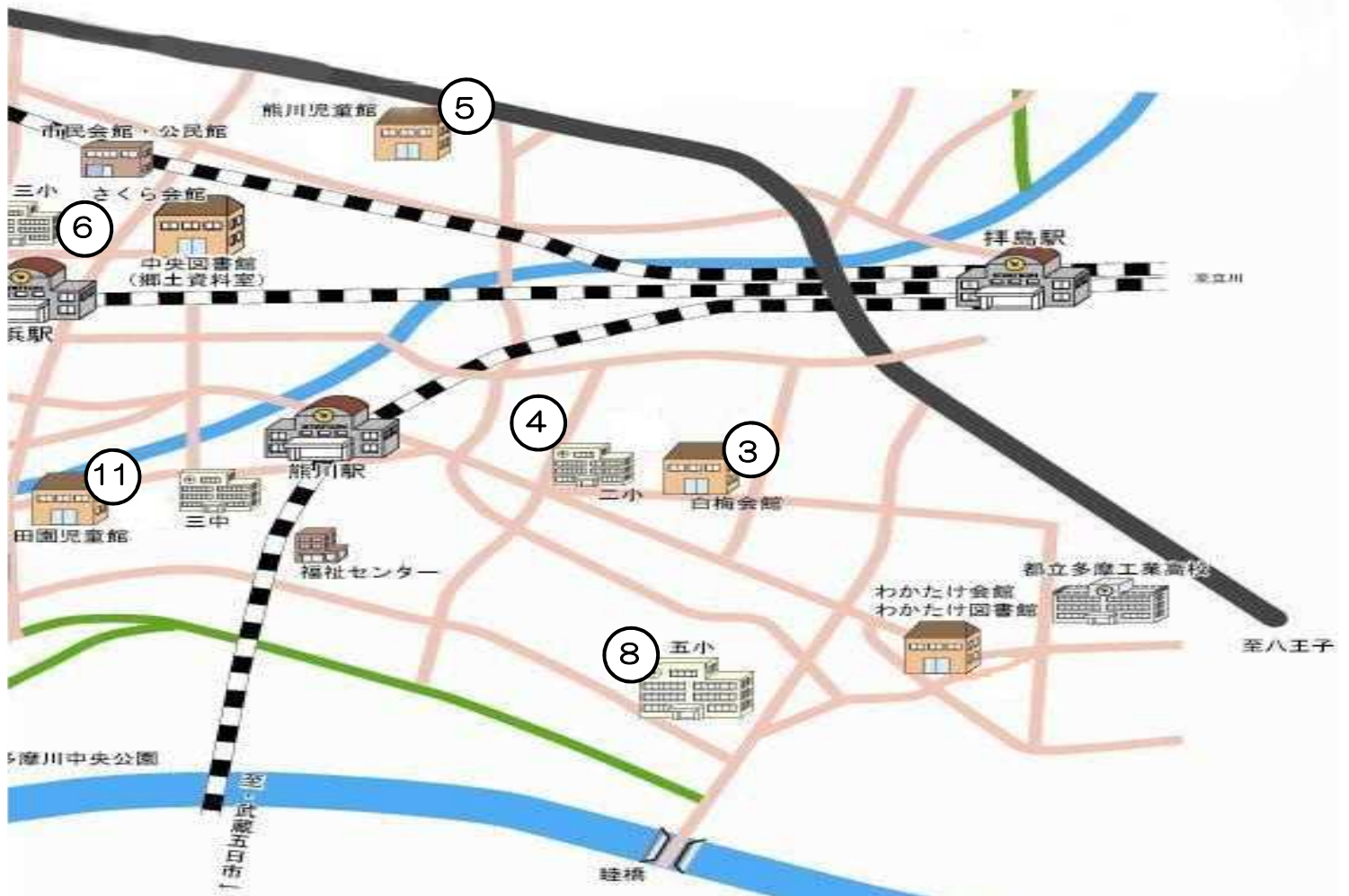


番号	クラブ名	目安となる小学校	所在地	電話番号
①	武蔵野台クラブ	福生第一小学校、福生第六小学校	武蔵野台1-12-2 (武蔵野台児童館内)	042-551-6732
②	臨時スマイルクラブ	福生第一小学校	福生1055 (福生第一小学校内)	042-551-1120
③	たんぼぼクラブ	福生第二小学校 (2年生以上)	熊川559-1 (白梅会館内)	042-552-0717
④	臨時第2たんぼぼクラブ	福生第二小学校 (1年生のみ)	熊川623 (福生第二小学校内)	042-553-9402
⑤	熊川クラブ	福生第二小学校、福生第三小学校	熊川1143-1 (熊川児童館内)	042-539-1587
⑥	臨時さくらクラブ※1	福生第三小学校	牛浜162 (福生第三小学校内)	042-552-8255
⑦	わかぎりクラブ	福生第四小学校	福生1280-1 (わかぎり会館内)	042-551-8165
⑧	福生第五小学校内新設クラブ(仮)※2	福生第五小学校	南田園1-2-2 (福生第五小学校内)	042-552-0445
⑨	亀の子クラブ	福生第六小学校 (3年生以上)	加美平1-20-6 (かえて会館内)	042-552-0446
⑩	臨時第2亀の子クラブ※1	福生第六小学校 (1・2年生)	加美平1-9-1 (福生第六小学校内)	042-553-2811 042-553-2812
⑪	田園クラブ	福生第五小学校、福生第七小学校	南田園3-6-1 (田園児童館内)	042-553-3756
⑫	臨時第2田園クラブ※1	福生第七小学校	北田園1-1-1 (福生第七小学校内)	042-551-4690

※1 ⑥⑩⑫の3クラブは、ふっさっ子の広場との日常的な交流を行う「一体型放課後対策事業」を実施しています。

※2 ⑧わかたけクラブは令和6年4月から第五小学校内に移転します。

# 案内図



## 特色

保護者との交流を深め、子ども達の力を発揮できるような行事に取り組んでいます。

子ども一人一人の意見を尊重し、異学年の子どもたちの豊かな交流を大切にしています。

2年生以上の学童クラブです。時折臨時第2たんぼぼクラブとも交流し、落ち着いて異学年交流が出来る環境作りを大切にしています。

1年生のみの学童クラブです。落ち着いて過ごせる環境を目指し、時折たんぼぼクラブとも交流しながら、元気に楽しく活動しています。

児童館と併設の為、遊びのバリエーションが多く、子どもが館庭や遊戯室でのびのびと過ごせます。

「ふっさっ子の広場」との一体型放課後対策事業として運営しています。地域や異学年との交流を大切にし、楽しく活動しています。

日頃から高学年と低学年の児童と一緒に遊ぶ姿が見られ、本当の兄弟のように学年の垣根を超えた交流が図れています。

子ども達が楽しく遊び、安心・安全に過ごせる居場所を目標に様々な取り組みを行ってまいります。

学年に関係なく、子ども達同士で仲良く遊んでいます。様々な行事やボランティアの方との交流の中から多くのことを学んでいます。

一体型放課後施設なのでふっさっ子の広場の事業に参加し、異学年とも交流しています。子どもの興味を大切に活動しています。

併設の児童館職員や保護者と連携し、学童のルールを守りつつ、子ども達にとって居心地のいい場所になるよう、皆で力を合わせています。

落ち着いて過ごせる環境作りと、一体型放課後施設として、ふっさっ子の広場との交流を通じ、様々なイベント活動をしています。

### 13 申請から入所までの流れ（年度当初）

※年度途中の場合とは異なります。

